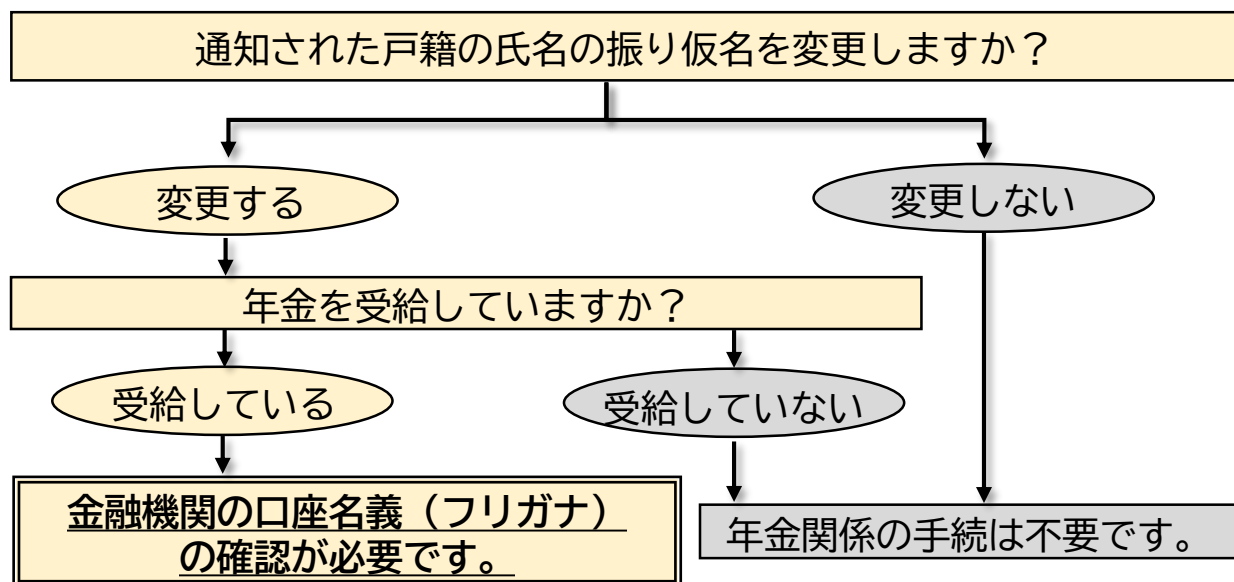


# 年金受給者のみなさまへ

- 令和7年5月以降、市区町村から戸籍に記載される氏名の振り仮名の通知書が送付されます。
- 戸籍の振り仮名を変更する場合は、年金の受取金融機関の口座名義の変更が必要となる場合があります。以下の内容をご確認ください。

## 1. ご確認ください



（「2. 大切なお願いです」をお読みください）

## 2. 大切なお願いです

- 年金を受け取られている金融機関の口座名義（フリガナ）が、変更後の氏名の振り仮名※1と相違していると、年金の支払いが一時的に止まる場合があります。
- 受取金融機関の口座名義の変更が必要な方に対しては、日本年金機構から「氏名変更のお知らせ」（口座名義変更のご案内）をお送りします。
- 「氏名変更のお知らせ」が届いた場合は、金融機関の窓口等で口座名義（フリガナ）の変更手続きが必要です※2。

※1 戸籍の氏名の振り仮名を変更すると、住民票にも反映され、その情報をもとに年金記録の氏名の振り仮名も変更されます。

※2 「氏名変更のお知らせ」が届く前に口座名義（フリガナ）を変更すると、年金の支払いが一時的に止まる場合がありますのでご注意ください。

ご不明な点は、日本年金機構の年金事務所へお問い合わせください。年金事務所の連絡先は、日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)の「全国の相談・手続窓口」でご確認いただけます。

なお、共済組合から年金を受け取っている方は、該当の共済組合等にお問い合わせください。